令和９年度
犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金　募集案内

提出締切：令和９年１月１２日（火）（消印有効　持参の場合は１月１２日（火）午後４時まで）

犬山市では、市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上や交流人口の拡大を図る目的で市民の皆さんが自主的に行う継続性のある文化・芸術事業に対し、次のような公募方式により補助金を交付します。

対象となる者

次の要件を全て満たす者を対象とします。（伝承事業を実施する場合は、(4)の要件に限る。）

(1)　非営利の団体（実行委員会の形式を含む）
(2)　過去３年間に、毎年１回以上文化芸術事業を自ら企画し行った実績がある団体
(3)　会則・規則等を有すること
(4)　事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされていること
(5)　政治及び宗教活動を目的としていない団体

対象となる事業

文学、音楽、美術、写真、演劇、生活文化（茶道、華道、書道）等の文化芸術基本法（平成１３年法律第１４８号）に掲げる文化芸術に関する以下の事業

(1)　成果発表事業
　　展示会、発表会、公演会等
(2)　交流事業
　　研修会、講演会、シンポジウム等
(3)　刊行物等出版事業
　　文芸作品、写真集、同人誌等の出版、映画、ビデオ、レコード、ＣＤ等の作成
(4)　伝承事業
　　記念碑、看板等の設置（当該設置に係る土地等の所有者の許可を得たものに限る）又は修繕

対象とならない事業

(1)　犬山市外で開催される事業
(2)　令和９年度に完了しない事業
(3)　営利を目的とする事業
(4)　国又は地方公共団体からの補助、助成、委託等を受けている又は受ける見込みのある事業
(5)　政治活動又は宗教活動を目的としている事業
(6)　収益の寄付や募金を目的として行われる慈善事業
(7)　事業の参加者が、事業に関わる団体の構成員又は会員のみである等、限られた範囲を対象

とする事業

(8)　補助事業の収入の合計から補助事業の支出の合計を差し引いた額（以下「余剰金」という。）が補助金の額以上となる事業

(9)　余剰金が私的に分配される事業

(10) その他市長が適当でないと認めるもの

対象となる事業の実施期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの１年間に実施（完了）する事業

（申請時において完了した事業を除く）

補助の額

１事業あたり５万円を限度額とし、補助対象経費の２分の１以内の額。

補助事業の選定

「犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付要望書」等に基づき、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会において審査・選定を行い、８事業を上限に決定します。補助事業として選定された団体には、当該補助金の申請手続きを行っていただくほか、犬山市及び犬山市教育委員会の後援名義使用承認申請をしていただきます。

申請の方法

下記の申請手続きの流れを確認の上、令和９年１月１２日(火)までに、必要書類をご提出ください。（当該補助金を申請できるのは、年度内において１団体につき１事業までとします。）

令和９年度事業の申請手続きの流れ

手続き	時　期	備　考
補助金交付要望書 ※郵送または持参	１月１２日(火) まで【厳守】	郵送の場合は、当日の消印有効。 文化推進課窓口（窓口受付時間：午前９時～午後４時　(土日祝、年末年始１２月２９日～１月３日を除く)）に持参の場合は、１月１２日(火)　午後４時まで受付。 【提出書類】 (1) 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付要望書（様式第１） (2) 事業計画書（様式第２） (3) 収支予算書（様式第３） (4) 団体調書（様式第４） (5) 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金に係る内定前の事前着手届出書（様式第５） ※様式第５については、交付額の内定前にすでに事業に着手している場合に提出してください。

		(6) 添付資料(伝承事業については、提出の必要はありません) ・団体の定款、規約等 ・団体役員名簿 ・過去３年間に実施した事業内容がわかるチラシ、パンフレット、プログラム、新聞記事等)
審査・選定	２月中旬	事業内容、収支予算等の記載内容についてお尋ねすることがあります。
交付団体・交付額の内定	３月中旬	選考後、補助対象に内定した団体には補助金交付内定通知を送付いたします。 内定後、補助金交付申請を経て、正式に交付が決定します。 事業計画等に変更が生じた場合は、申請書を受理した後に交付を取り消し、または交付額を減じることがあります。 ※選考結果は採否にかかわらず応募団体すべてに通知します。 ※採択された団体については、事業名、団体名について犬山市公式ホームページにて公表します。
補助金交付申請書	４月１日以降	事業を開始する３０日前までに提出してください。(当該年度の初日から３０日以内に事業が開始されるときは、速やかに提出してください)
(交付決定の通知)	補助金交付申請書の提出後	交付決定後、計画の変更等が生じた場合は、変更申請をしていただきます。
実績報告書及び補助金交付請求書の提出	事業終了日から１５日以内	
(補助金の交付)		補助金は振込払いとなります。

問合せ先

犬山市教育委員会　文化推進課（市役所３階）
所 在 地　愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地
電　　話　0568-44-0352
Ｆ Ａ Ｘ　0568-44-0372
E-mail　070300@city.inuyama.lg.jp
開庁時間　午前９時～午後４時（土曜日、日曜日、祝日、１２月２９日から１月３日を除く）

令和８年度　選定事業

事業名	団体名	事業の種類（内容）
青もみじコンサート	青もみじコンサート実行委員会	音楽・交流事業 （和太鼓、バイオリン演奏等）
合唱構成「ぞうれっしゃがやってきた」全曲演奏会	犬山音楽文化協会「ぞうれっしゃがやってきた」うたう会	音楽・交流事業 (合唱演奏会)
第１４回雲錦茶会	雲錦茶会実行委員会	茶道・交流事業 （茶会）
彫刻村 in 犬山 2026	彫刻村	美術・成果発表事業 （公開制作、彫刻展、造形教室等）
歌声でつなぐ地域交流事業 ～元タカラジェンヌ瀧川末子と音楽にふれあおう～	こじま音楽プロジェクト	音楽・交流事業 (音楽イベント)
第 18 回 鈴木しづ子顕彰会 小中高生「いのちの俳句大会」	鈴木しづ子顕彰会	文学・成果発表事業 （俳句大会、作品集出版、俳句講座等）